

## 奥州市中小企業・小規模事業者設備導入支援補助金 FAQ

Q1. この補助金の目的は何ですか？

A. 物価高騰や人手不足等の影響下で、中小企業等の生産性向上に資する設備投資や店舗改装等を支援し、経営基盤の強化を図るための補助金です。

Q2. 実施主体はどこになりますか？

A. 奥州市が奥州商工会議所および前沢商工会に委託し、事業を実施します。

Q3. 申請先は奥州商工会議所と前沢商工会のどちらですか？

A. 基本的にどちらでも申請対応可能です。

Q4. 「中小企業者」「小規模事業者」の定義は何ですか？

A. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者、および同条第5項の小規模企業者です。ただし、農業・林業・漁業を主たる事業として営む者は除きます。

Q5. 個人事業主でも申請できますか？

A. 中小企業基本法上の要件に該当し、その他の要件も満たす場合は申請対象になり得ます。

Q6. これから創業を予定しているのですが、補助金の対象となりますか？

A. 申請受付期間内に開業届を提出し、補助対象となる支出があれば対象とします。

Q7. 大企業の子会社等は対象ですか？

A. 次のいずれかに該当する場合は対象外です。

- ・大企業が株式等の1/2以上を所有
- ・複数の大企業が株式等の2/3以上を所有
- ・大企業の役員・職員を兼ねる者が役員総数の1/2以上

Q8. 市税の滞納があると申請できませんか？

A. 申請要件として、市税を滞納していないことが必要です。

Q9. 確定申告（税務申告）をしていないと申請できませんか？

A. 所得税法または法人税法に基づく申告を行っていることが要件です。

Q10. 更生・再生手続中でも申請できますか？

A. 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続を行っている者は対象外です。

Q11. 政治団体・宗教団体は申請できますか？

A. 政治団体または宗教上の組織・団体でないことが要件です。

Q12. (中小企業枠) 賃上げ方針の表明はどのように確認しますか？

A. 誓約書にて賃上げ方針を宣言したことをもって確認します。

Q13. 対象業種は決まっていますか？

A. 別表に定める日本標準産業分類に該当する事業を営んでいることが要件です。

Q14. 自社が別表のどれに当たるかわかりません。

A. 別表は日本標準産業分類に基づく分類です。判定が難しい場合は申請先へご相談ください。

Q15. 申請受付期間はいつですか？

A. 令和8年5月18日～令和8年11月30日です。

Q16. 予算がなくなったらどうなりますか？

A. 予算の上限に達し次第、受付終了となります。

Q17. 補助対象となる経費は何ですか？

A. 次のいずれかの経費で、要領の条件を満たすものです。

・市内の施設で事業の用に供する省エネ設備・生産性向上に資する機械/装置/備品（設備等）の新規取得に係る経費

・店舗等の改装に係る経費

※アパートやマンションの共用部分のLED化は対象といたしますが、貸家や貸アパート等の家屋附帯設備は対象外とします。また、賃貸アパート及び賃貸マンション、貸家のリフォームも対象外とします。（省エネ化および生産性向上を目的とした補助金のため。）

奥州市中小企業・小規模事業者設備導入支援補助金 FAQ

Q18. フォークリフトは機械・装置に該当しますか？

A. フォークリフトは所得税法施行令第6条第1項第6号の「車両及び運搬具」に該当します。今回の補助対象経費は同法同条同項第3号の「機械及び装置」と第7号の「工具、器具及び備品」を対象としているので、フォークリフトは補助対象外です。

Q19. 中古品は対象になりますか？

A. 対象外です。

Q20. 国・県・他自治体の補助金と併用できますか？

A. 国、県及び他自治体の補助金の対象となっている経費は補助対象外です。

Q21. 消費税は補助対象経費に含まれますか？

A. 含まれません。補助対象経費は税抜価格で計算します。

※単品価格要件も「税抜」です。

Q22. 「単品価格（税抜）」は何を指しますか？

A. 運用上、次のとおり扱います。

- ・設備導入：設備代（設備1台のみ）と設置工事費等を含めた一式
- ・店舗改装等：1棟のうち、接客・販売・営業等を行う該当箇所に係る工事一式

Q23. 「単品価格」とありますが、LEDなら電球1つしか対象にならないのですか？

A. いいえ。「単品」は運用上、次のとおり「一式」で判断します。

設備導入：設備代（設備1台のみ）＋設置工事費等を含めた一式

LED導入：同一箇所（店舗・工場・事務所等）のLED化に係る交換・設置等を含めた一式

この「一式」で、各枠の単品価格要件（税抜100万円以上／税抜10万円以上）を満たす必要があります。

Q24. 複数の設備をまとめて申請できますか？

A. 1事業者につき1回限りの申請で、複数の設備等の導入は補助対象外です。

Q25. 改装工事を複数箇所で行う場合は対象ですか？

A. 複数箇所での改装工事等は補助対象外です。運用上も、建物等であれば1棟のみを対象とします。

Q26. 省エネ数値（基準値）の縛りがありますか？

A. 要領上、具体的な数値基準（省エネ率や統一基準達成率等）は定めていません。ただし、申請設備が「省エネ設備」に該当するかは、事業計画（実績）書（様式第2-1号または様式第2-2号）の記載内容で確認しますので、省エネに関する具体的な効果（例：使用電力量の削減見込み等）の記載をお願いします。

Q27. 契約・発注はいつからのものが対象ですか？

A. 運用上、令和8年4月1日以降の契約・発注を対象とします。

Q28. 補助対象となる支払い期間はいつですか？

A. 原則、令和8年4月1日～11月30日までの間に支払が完了したものが対象です。

Q29. 購入業者（販売店・工事業者）は奥州市内でないと対象になりませんか？

A. 購入先・工事業者の所在地を市内に限定する規定はありません。設備等は「市内の施設における事業の用に供する」ことが要件です。併せて、支払いを証明する書類等の提出が必要です。

Q30. 前払い（先払い）した場合も対象になりますか？

A. 条件を満たせば対象になります。当該経費における補助金相当額を超える額を前払いしたものについては、12月31日までに納品または改装が完了したものに限り、補助対象とできる場合があります。

Q31. 交付決定前に支払いを済ませても良いですか？

A. 運用上、交付決定前に補助金相当額を支払っていることが申請時の条件です。

Q32. 補助金相当額を前払いして申請した場合、後から残額を支払った場合、補助金は追加でもらえますか？

A. 追加交付は行いません。前払い申請の場合、申請時点で支払った「補助金相当額（申請額）」をもって交付額を決定します。後日、補助対象経費の残額を支払っても、補助金の増額（追加交付）はできません。

## 奥州市中小企業・小規模事業者設備導入支援補助金 FAQ

Q33. 税抜400万円の設備を購入する場合、前払い額によって交付額はどうなりますか？

A. 例えば中小企業者枠（1/2、上限200万円）の場合、次のとおりです。

- ・前払い額（補助金相当額）を200万円として申請した場合：200万円を交付（上限の範囲内）。
- ・前払い額（補助金相当額）を100万円として申請した場合：100万円を交付。その後に残額を支払っても、残り上限枠の100万円は交付しません。

Q34. 前払い申請で満額交付を受けたい場合はどうすればよいですか？

A. 申請時点で、希望する交付額（上限の範囲内）に相当する額を前払いしたうえで申請してください。交付決定後の増額はできません。

Q35. 申請時点で、納品・工事完了まで必要ですか？未完了でも申請できますか？

A. 運用上、次のとおりです。

- ・申請時点で納品・工事完了済み：申請可
- ・未完了：前払いを行ったことが分かる書類を添付できる時点で申請可。ただし、完了次第速やかに完了報告（必要書類提出）を行うことを条件とします。

Q36. 未完了で申請した場合、完了後「速やかに」とはどのくらいですか？

A. 運用上、完了日（納品日／工事完了日）の翌日から10営業日以内を目安に、完了が確認できる書類（領収書等・完成写真等）を提出してください。

※期限内に提出がない場合、完了確認ができないものとして取り扱うことがあります。

Q37. 支払方法（振込・現金・クレジットカード・分割等）に制限はありますか？

A. 運用上、特に制限はありません。支払いしたことが分かる書類を添付できれば申請可能です。

Q38. 「支払いしたことが分かる書類」とは何が使えますか？

A. 例として、領収書、振込控え（振込票・振込受付/完了画面の写し等）、カード利用明細等、支払いが確認できる書類を添付してください。分割支払い等で補助金相当額の前払いを実施した場合は、当該前払いが確認できる書類を添付してください。

Q39. 中小企業者枠の補助内容は？

A. 補助対象経費の1/2以内、上限200万円・下限50万円です。

Q40. 小規模事業者枠の補助内容は？

A. 補助対象経費の3/4以内、上限50万円・下限7万5千円です。

Q41. 単品価格の要件はありますか？

A. あります。

中小企業者枠：単品価格 税抜100万円以上

小規模事業者枠：単品価格 税抜10万円以上

※単品の範囲はQ21の運用により判断します。

Q42. 申請（受給）は何回できますか？

A. 同一事業者につき1回限りです。

Q43. 小規模事業者は「中小企業者設備導入支援」に申請できないのですか？

A. 中小企業者の要件に当てはまれば申請可能です。

ただし、中小企業者設備導入支援は「従業員へ賃上げ方針を表明すること」が要件です。そのため、従業員を雇用していない小規模事業者は当該要件を満たせないため申請できません。

また、中小企業者は小規模事業者の定義に当てはまらないため、小規模事業者設備導入支援への申請はできません。

Q44. 申請に必要な書類は何ですか？

A. 原則として次のとおりです。

- ・交付申請書兼請求書（様式第1-1号 または 様式第1-2号）
- ・事業計画（実績）書（様式第2-1号 または 様式第2-2号）
- ・直近の決算書 または 申告書の控え
- ・補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書等）
- ・設備または工事完成等の写真
- ・誓約書（様式第4-1号 または 様式第4-2号）

奥州市中小企業・小規模事業者設備導入支援補助金 FAQ

Q45. 完了報告（未完了で申請した場合に後日提出するもの）は何を提出しますか？

A. 事業計画（実績）書（様式第2-1号または様式第2-2号）および完了が確認できる書類（領収書等・完成写真等）を提出してください。

Q46. 申請後の流れを教えてください。

A. 実施主体が申請内容を審査し、適当と認めるときは交付決定を行い、補助金を交付します。詳しくは、別紙申請フロー図を参照してください。

Q47. 不正があった場合はどうなりますか？

A. 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたと認められるときは、交付決定を取り消すことがあります。

Q48. 交付後に取り消された場合はどうなりますか？

A. 補助金交付後に交付決定を取り消したときは、補助金の返還を命ずるものとしています。

Q49. 交付前でも取り消しになることはありますか？

A. 交付前に不交付と決定すべき事由が発生した場合、交付決定を取り消すものとしています。

Q50. 報告や調査はありますか？

A. 必要に応じて報告を求め、または調査することがあります。

Q51. 納品・工事完了が確認できない場合はどうなりますか？

A. 納品等の完了確認ができない場合、補助金の返還を命ずることがあります。

Q52. 補助金を使用して購入した設備等は、処分に制限がありますか？

A. 本補助金を活用して取得した設備等は、取得（導入）後5年間は処分（売却・譲渡・廃棄・転用等）に制限があります。ただし、実施主体は報告徴収・調査を行うことができ、また納品等の完了確認ができない場合は返還を命ずることがあります。交付後であっても、補助目的に反する使用等が確認された場合には、取消・返還の対象となり得ます。